



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第90号
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1993, 90, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78901
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

吐魯番出土文物研究会会報

第90号

1993年7月1日
吐魯番出土文物研究会

目 次

〈新著紹介〉 盧向前「論麹氏高昌臧錢—67TAM84:20号文書解読—」	1	王永興「吐魯番出土唐天寶四載十一月交河郡財務案殘卷考釈」	2
程喜霖「《唐垂拱元年(685)康尾義羅施等請過所案卷》考釈」	3	孫曉林「關於唐前期西州設“館”的考察」	4
王永興「讀吐魯番文書札記二則」	4	柳洪亮「高昌碑刻述略」	5
〈会 告〉	6		

◆盧向前「論麹氏高昌臧錢—67TAM84:20号文書解読—」

(『北京大学學報』1991年第5期、83～91)

従来定説がなかった高昌文書に見えている「臧錢」の内容や性格を、副題の文書(「高昌年次未詳(六世紀後期)條列出臧錢文數殘奏」)に対する古文書学的な分析や、法制史研究の成果をふまえて明らかにした論稿。

「臧錢」に関しては、雜税、商胡に対する税、あるいは特定の税目ではないとする説など、およそ見解の一致を見ていなかったが、著者はまずこれを「臧錢」と考え、犯罪者に対して贖罪のために課された銀錢と解釈する。その根拠を副題の文書と同じ墓から出土した上奏文書にも「臧錢」と見えており、しかもこれが尚書系の都官からの上奏文書である点に求める。また同じく副題の文書に見えている「平」字と「從」字の字義についても、「高昌年次未詳(七世紀前期?)作頭張慶祐等偷丁谷寺物平錢帳」(72TAM151:102,103)や『唐律』の条文などを援用して、前者を「評估」、後者を正しくは「作從」で「從犯」(「作頭」が「主犯」)と確定し、あわせて「偷」字も「輸」ではなく、隱匿を意味する「藏」字と対応すると推測する。

ここまではいわば前提作業であって、これをふまえて副題の文書が分析される。先ず欠損部分の復元が試みられ、次いで様式については、該当者ごとに①姓名+②作頭と作從の別+③「藏」字+④被害者+⑤被害品目とその数量+⑥「平」字+⑦錢額(④から⑦は件数分だけ列挙される)+⑧「出臧錢」+⑨錢額という文字や事項が列挙されていたことを明らかにする。また「作從」、すなわち從犯の場合、「出臧錢」の錢額⑨は、個別の錢額である⑦の合計のちょうど半額にあたるという指摘もある(「作頭」、すなわち主犯の場合は全額ということになるのだろう)。

この論証を傍証し、補強するため、著者は「高昌年次未詳(七世紀前期?)安樂等城負臧錢入入錢帳」(72TAM151:96(a))にリストアップされているのが、道人と作人を除けば、諸郡縣の一般民戸であることから、「臧錢」が商胡を対象とした税ではないことを再確認し、さらに「高昌延和八(六〇九)年七月至延和九(六一〇)年六月錢糧帳」(72TAM151:95)からは、これを特定の税目とすると、その合計額が税収としてはあまりにも些少にすぎ、したがって税目とは考えられないことを明らかにしている。

以上がおおよそのあらましだが、古文書学的な分析を中心にすえたものとして出色であるというの

が本稿に対する第一の印象である。副題の文書の基本的な性格に全く言及がない点（上奏文書と断定できるか否か）や、復元の誤り（商胡握口延の「藏」件数は三件で、「出臧錢」は一五七文半であろう）など残念な点もないわけではないが、かかる分析が『唐律』の援用とあいまって、結論をゆるぎないものにしていると評価できると思う。

また本稿によって、一般民戸のみならず、僧侶である道人や隸属民である作人、さらには「商胡」と呼ばれた商業活動に従事していたソグド人さえ等しく刑罰の対象となり、また銀錢を納入することによって贖罪が実現したことが明らかになったわけである。従来の「臧錢」の理解では、民戸に隸属している作人が直接官衙に対して税の納入義務を負っていたと解釈せざるをえなかったのだが、この矛盾も本稿の成果によって解消した。また著者は法制史的な視点を重視しているようだが、銀錢に換算する「平」字に着目すれば、多様な品目を貫通する価値評価や、それと物価水準との格差などの解明にも手がかりが得られるのではないだろうか。

今後の課題を上げるとすれば、著者が自説を補強するために用いた文書の一層詳密な解釈と、大谷文書中に含まれる「偷」字が使用されている高昌文書（これについては、本誌第五号、一九九〇年、参照）についても再検討が必要であろう。とくに後者の点は、大谷文書中の零細な断片にもあらためて光りを浴びせることになる。

（關尾）

◆王永興「吐魯番出土唐天宝四載十一月交河郡財務案残卷考釈」

（『北京大学学報』1991年第5期、76～82）

本稿は、所謂「休胤文書」として知られている一連のトゥルファン出土文書を集録し、その整理・分析を試みたものである。大谷探検隊将来文書が中心となるが、新出のトゥルファン文書からも一点を加え、全一七点が列举されている。この文書群に関しては、既に小笠原宣秀・西村元佑・周藤吉之各氏によってその一部が検討されているが、今回著者は一点ずつ録文を掲げながら注釈を施し、その後で文書群全体に対する分析を加えている。その結果、これらは「天寶四（七四五）載十一月交河郡財務案残卷」と題することが適当であることを主張する。しかしながら「休胤文書」については既に中田篤郎氏によって網羅的に検討が加えられており（同氏「休胤文書集録考」〈『東洋史苑』第二四・二五号、一九八五年〉）、評者はこれを著者が知り得なかったことを遺憾に思う。著者が掲げた以外にも、中田氏によって大谷1014・3502・4898・4899・4903・4913号の大谷文書六点和橘文書一点を補足することができるのである。さらにこの他にも大谷2992・3497・4932・4934号の大谷文書四点と旅順博物館所蔵文書一点（〈録〉仁井田陞『唐宋法律文書の研究』、七八二～七八三頁）などを新たに加えることができる。

ただし、著者は本稿において本文書群に対する分析を深めており、これらをその内容によって分類・整理している。すなわち、まずこれらが郡府管内の財務管理を司る交河郡倉曹司において作成されていた一連の案卷であることを明らかにし、「休胤」が同郡録事参軍もしくは倉曹参軍であり、「張惟謙」が倉曹司府であったことを指摘する（中田氏は「休胤」を倉曹参軍に特定する）。またこの中に兵曹官吏の天宝四載秋冬の俸禄と十一月の料錢に関係する案卷が存在することを指摘し、このうち大谷1312・3014号文書は、兵曹司が受領した官吏の俸禄錢について、倉曹司が報告したものと推測する。なおこの両文書と、さらに大谷3005と3004号文書が接合する可能性を提示している。

これらが郡倉曹司の財務管理に関係する案卷であったことは疑いなく、もともとその多くは連帖されていた可能性も高い。アスターナ二二八号墓より出土したトゥルファン文書も、『文書』では「唐天寶某載（七四二～七五五年）交河郡戸曹晉陽判爲高昌等縣申送郡官執衣・白直課錢事」（72TAM228:33,34 〈録〉『文書』Ⅷ、四一四～四一五頁）と題されているほか、大谷1014+1057, 3496号文書によれば、趙晉陽は兵曹参軍となっているが、著者も指摘しているように、これも倉曹司における案

巻であったと見るべきであろう。とするならば、ただ一点ではあるが、大谷文書と密接に関係する新出のトゥルファン文書が新たに追加されたことになる。この文書が出土したアスターナ二二五号墓が、大谷隊が発掘したと見られるアスターナ二二号墓と同二三〇号墓と近在していることを考えるならば、大谷隊が発掘した墳墓として新たに本墓にも注目しておく必要があるだろう。また本稿で取り上げられた文書群以外にも、「休胤」の名が見える文書が、スタイン文書と黄文弼紹介の文書中に見いだせるので、今後はこれらを総合して「休胤」関係文書の整理・分析を進めてゆくべきであろう。

(荒川)

◆程喜霖「《唐垂拱元年（685）康尾義羅施等請過所案卷》考釈」

（『魏晉南北朝隋唐史資料』第11期、239～250）

本稿において著者は、アスターナ二九号墓出土の「唐垂拱元（六八五）年四月康尾義羅施等請過所案卷」（64TAM29:17(a), 95(a), 108(a), 107, 24, 25〈録〉『文書』Ⅶ、八八～九四頁）を取り上げ、過所関係文書としての本文書の性格とともに、その内容面に踏み込んで分析を加えている。過所または公驗と呼ばれる交通関係の文書は、同古墓群から多く出土しており、既に著者を含め日中の多くの研究者によって検討が進められている。そうした研究の経過と到達点は、礪波護氏の「唐代の過所と公驗」（同氏編『中国中世の文物』京都大学人文科学研究所、一九九三年）に詳しいが、今回、著者が本文書を取り上げたのは、これが過所もしくは公驗関係の文書のなかにあって、唯一興胡が関与したものであることに着目したからである。

全体は二つの節からなり、第一節では本文書に対する基礎的な分析が加えられている。まず本文書を構成する四断片すべてに見える「連。亨白。」という判署部分を取り上げ、この連貼の指示を与えた「亨」を、垂拱元年に西州都督府の戸曹参軍であった某亨の署名であるとし、さらにこの判署から本文書が戸曹参軍から都督に対して牒上されたものであることを主張する。その根拠は、「白」字が下から上に宛てる「呈辞」を意味するという解釈にあるが、言うまでもなく判署に見える「白」字は、反対に下に指示を与える場合にも使用されており、ここは単に貼り連ねることを戸曹参軍が所管の官司の吏に命じたものに過ぎないであろう。また本文書が戸曹司の尋問に対して興胡側が提出した弁辞であることは一見して明白であるが、著者は、戸曹司では外蕃が入境する際にも過所発給の過程で尋問が行われたとし、本文書をその一例として理解する。またその弁辞のなかには、彼らが西州にたどり着くまで過所を所持していなかったことが明記されており、このことから著者は、本来ならば西州に来るまでに安西都護府管内において過所をもらっていたはずであるから、この文書の作成された垂拱元（六八五）年当時は、なお西州以西地域は唐の手を離れていたことを推測している。この見解が認められるとすれば、当時の西域情勢に関する論議に新たな問題を提起することになるだろう。というのは、調露元（六七九）年には唐は安西四鎮全部を完全に回復したとする見方がなお存在するからである。垂拱三（六八七）年には吐蕃が四鎮を攻撃しているので、それ以前に唐が四鎮を回復していたことは間違いない。もし著者が主張するように、垂拱元（六八五）年の時点で四鎮を回復していなかったとすれば、この間（垂拱元年四月～垂拱三年）に唐が四鎮を回復したことになり、調露元年説は再考を迫られよう。

第二節では、文書中に見える用語や表現（① 訳〈訳人・訳語人〉、② 保・保任・保人、③ 興生胡、④ 男射鼻・男浮了、⑤ 作人・奴婢、⑥ 庄良・詿誘・寒盜等色、⑦ 冒名假代、⑧ 漢官府）を取り上げ、逐一説明を加えている。論点は多岐にわたるが、本文書の背景にある西州トゥルファン社会を理解する上で参考となる点が少なくない。

しかし本文書でやはり注目されるのは、興胡すなわちソグド商人が唐の支配する西域地域において実際にどのような活動をしていたのか、その一端がヴィヴィッドにうかがえる点にある。この問題に

関しては既に姜伯勤氏の専論が公表されているが（同氏／池田温訳「敦煌・吐魯番とシルクロード上のソグド人」〈『東西交渉』第五卷第一～三号、一九八六年〉）、いまだ彼らの存在とその活動については十分に解明されているわけではない。本文書を含めたトゥルファン出土文書に対する徹底的な分析が、今後に要求されよう。（荒川）

◆孫曉林「関于唐前期西州設“館”的考察」

（『魏晉南北朝隋唐史資料』第11期、251～262）

著者はこれまで、トゥルファン出土文書の分析を通じて、当地に設置された交通機関である長行坊について詳細に検討してきたが、本稿はそうした著者の研究を基盤において、交通施設の一つである館に焦点をあてて論じたものである。本稿については、別に機会を得て詳しく検討する予定なので、ここでは簡単にその内容を紹介するにとどめておきたい。

先ず西州に設置された館を、主として文書によりつつリストアップし、その位置関係などを明確にしている。注目されるのは、新たに「北館」と並んで「中館」の存在を明らかにし、西州城に二館が併置されていたことを指摘したことである。抛り所とされた『流沙遺珍』所載文書のさらなる分析を必要とするが、当然西州城に「北館」だけが設置されていたと考える必要はない。

また著者は、館の組織やその運用に必須な経済基盤などを分析するとともに、館の任務についても言及し、さらにはそうした館と長行坊および駅との関係を検討している。いずれも首肯するに足る部分が多く、特に館に対する検討を深化させている点は評価に値しよう。ただし、唐が中央アジアにおいて交通機関を設置してそれを整備したのは、まず何よりも同地域に対する軍事支配のためであったことは閑却視すべきではなく、その運用もそうした支配の動向と密接に関係していたのである。さらに、館と長行坊や駅との関係を考える際には、その基となる唐の交通制度の構造を明確にしなければならない。そうした検討の上に立って初めて当地に設置された駅や館と長行坊に対する分析が進展することになるのである。（荒川）

◆王永興「讀吐魯番文書札記二則」

（『中國文化』第4期、生活・読書・新知三聯書店、1991年8月、166～170）

本稿は、表題に掲げるように、トゥルファン出土文書二件に対する著者の割記であり、必ずしも特定のテーマに沿って論を展開されているわけではないが、その中には看過することのできない重要な指摘を含んでいる。ここで取り上げられた文書は、①アスターナ二二五号墓出土の「武周豆盧軍旆爲吐谷渾歸朝事一・二」（72TAM225:25,38,33,28〈録〉『文書』Ⅶ、二三三～二三七頁）と、②池田温氏が、羅振玉および京都の有鄰館が旧・現蔵する三断片を接合して、「開元十六（七二八）年末庭州輪臺縣錢帛計會稿」と命名した文書（〈録〉『中国古代籍帳研究』No.150、三五五頁）であり、いずれも唐代の官文書に属している。

①の文書については、著者は同文書を分析した論稿として陳国燦・齊東方両氏の研究にのみ言及するが、両氏以外にも既に評者を含め多くの研究者が本文書を対象に検討を加えている。これほどまでに、この文書が注目を集めるのは、これまで沙・瓜州周辺地域における吐谷渾勢力の具体的な動向については、編纂史料に伝えられる僅かな記事以外には全く知るすべがなかったからであり、本文書の発見により聖暦二（六九九）年前後における当該地域の吐谷渾の動向はかなり明確となった。著者は、本文書のこうした意義を認めつつ、ここでは直接それに触れることを控え、改めて沙州に設置された軍隊である豆盧軍の名称問題を取り上げている。著者は先ず『冊府元龜』卷九六二・九六七の外臣部の記事によりつつ、東晋末年および南朝初期において、吐谷渾の首領が自ら「沙州刺史」と号し

た事実に着目し、これをもって当時沙州（敦煌）が吐谷渾の統治下にあり、この時点で既に相当多くの吐谷渾部族が沙州に居住していたことを推測する。その後、長期間にわたる漢人との雑居によって次第に漢化が進展したとし、唐代初期においては既に多くの吐谷渾人が農業を生業とする民になっていた。ただし、漢化したとは言え、なお騎射狩猟の習俗を保ち、勇武にして戦に長けていたので、唐政府は彼らを編成して辺境防備の軍隊を作ったと予想するのである。周知のように吐谷渾の出身部族である鮮卑慕容氏は、北魏に帰属した時点で、北魏から豆盧（＝鮮卑語。漢語の「帰義」の意味）氏を姓として賜わっているが、著者はその事実から、唐が豆盧軍と命名したのは、まさに慕容氏に率いられた吐谷渾を取り込んで軍隊を編成したことを明示していると結論する。

実際どれほどの吐谷渾の部族が沙州において漢化を進めていたかは実証は困難であるが、既に評者が別稿で検討したように（「唐の中央アジア支配と墨離の吐谷渾－主に墨離軍の性格をめぐって－」〈下〉『史滴』第一〇号、一九八九年）、唐以前より沙・瓜州オアシス地域とその南方に位置する南山の吐谷渾の勢力との関係は深い。吐谷渾の母胎となったと認められるアシャ族の存在を考慮するならば、さらにその関係は吐谷渾建国以前に遡るものとなろう。また沙・瓜州オアシスと南山の吐谷渾勢力とは、基本的に共存・共生的な関係を構築していたと見られ、唐の瓜州に置かれたと伝えられる墨離軍は、こうした吐谷渾勢力を主体とした軍隊であったと考えられるのである。

こうしたことを踏まえて考えるならば、瓜州の墨離軍とともに、沙州に置かれた豆盧軍も同様な背景のもとに誕生した蓋然性が極めて高く、その設置の時期も唐初まで遡らせることも必要になるかもしれない。この点については、今後の検討課題となろう。

また②の文書については、池田温氏が「開元十六（七二八）年末庭州輪臺縣錢帛計會稿」と題して復原した文書を、著者はその内容から「開元十六（七二八）年北庭節度申尚書省年終勾帳稿殘卷」と改めるべきことを主張する。池田氏が庭州としたのは、八世紀に北庭節度使が設置されてからもなお庭州が当然存在したことを前提にしたのであろうが、この点については、白須淨眞氏が庭州が北庭節度使設置後は消滅している可能性を指摘している（同氏「長広数千里・北廷（庭）川－北庭都護府故城と北庭川の景観、一九八七年訪中報告（六）－」『東洋史苑』第三二号、一九八八年）。

また確かに本文書は著者の指摘するように、輪臺県レベルでの計会文書ではなく、年末に行われる中央に対する会計報告（勾帳）の草稿であった可能性は高い。この点は、トゥルファン・敦煌文書に存在すると考えられる同種の文書を改めて拾い出し、それらを総合的に検討してゆく必要があることを痛感させる。（荒川）

◆柳洪亮「高昌碑刻述略」

（『新疆文物』1991年第1期、59～68）

本稿は、トゥルファン盆地から発見された一〇点におよぶ碑銘を紹介したものである。掲載に当たっては、著者はできる限り銘文全体を移録しようと努められており、これまで知られていなかった碑銘が多いだけに貴重な資料紹介となろう。ここに収められた碑銘は以下の如くである。

- ① 唐北庭大都護楊襲古重修寺院碑
- ② 唐西州造寺功德碑
- ③ 清乾隆四十二年額敏和卓修塔碑
- ④ 清乾隆六十年《新立鐘記》碑
- ⑤ 清張公德政碑
- ⑥ 清光緒三十二年方公祖德政碑
- ⑦ 清光緒三十四年洋海吐峪溝水案碑
- ⑧ 清宣統三年修寺碑

⑨ 清康熙口十九年征服土魯番紀功摩崖石刻

⑩ 清蘇巴什驛摩崖石刻

このうち①と②の碑文は、ともにベゼクリク石窟前の崖の廢墟中から発見されたもので（①は一九八四年四月、②は一九八九年五月に発見）、現在同石窟に保管されている。①は、残存部分で碑の高さ75cm、幅50cm、厚さ25cmであり、沙岩質の石材に陰刻・漢文・行書で一四行分が残されている。著者によれば、毎行の字数は均一ではないがほぼ三〇字前後、全体で約四〇〇字が刻されていたという。この碑文には紀年が欠けているが、残存した文字には「□□□節度使御史大夫□□楊公天下一烈□□□」や、「□□□撰都□□天山軍□□□」などが見えている。この中に刻されている楊公とは、著者も指摘しているように、貞元二（七八六）年より七（七九一）年にかけて伊西北庭節度使となっていた楊襲古を指している。

一方、②は、碑の高さ64cm、幅90cm、厚さ25cmであり、①と同じく沙岩質の石材に陰刻・漢文・行書で30行が残されている。これには「貞元敦牂歲律中秋□之月紀」とあり、この碑文が貞元六（七九〇）年秋に刻されたことが知られる。トゥルファンの歴史に照らしてみれば、貞元六年はその春に吐蕃とウイグルとの最初の北庭爭奪戦が行われ、その結果当時の北庭節度使楊襲古が西州に逃げてきた時期にあたる。その秋には、ウイグルの宰相であるイル＝オゲシ（il ogasi）が五、六万の兵を引き連れて北庭の奪回を目指しており、その時西州に居た楊襲古もともに出撃している。碑文の内容についての詳しい検討は今後に委ねるが、①の碑文ともども西州に避難していた楊襲古ら漢人が、吐蕃戦に臨むにあたってその加護を祈願して寺院への功德を施したものととも想像され、非常に興味深い。また貞元六年春の吐蕃の北庭進撃が西州経由ではなく、従って西州は北庭節度使の逃げ込む先となったという編纂史料の記事が事実であったことを裏付けるものとなろう。②の碑銘には、「□□□于州城妙德寺造僧院壹所并建□□□道場」とあり、高昌城内に妙德寺と呼ばれる寺院があったことを伝えているが、この寺院はベリオ漢文文書3918号の『金剛壇廣大清淨陀羅尼經』の跋文に見える妙德寺と同一のものと思われる。同跋文では、西州長史兼判前庭県事の李孚須が、本經に深く感銘してそれを写した石碑をこの寺に留めている。また「唐開元廿九（七四一）年前後西州高昌縣退田簿及有関文書」（大谷1223号文書）の四至記載中にもその名が見えており、八世紀における西州の中心的な寺院の一つであったと見られる。

①、②とも如何に断片的な碑文とは言え、トゥルファン盆地における漢人支配がまさに終わりを告げようとしていた貞元六（七九〇）年時期の出土資料としてきわめて重要なものと評価することができる。（荒川）

☆

☆

☆

☆

※ 会 告（吐魯番出土文物研究会 1993年7月1日）

吐魯番出土文物研究会では、事務局の荒川正晴会員が本年も調査のため、7月から9月にかけて中国に出張するので、まことに残念ながら、昨年に引き続き夏期休暇の期間にあわせて大会を開催することを断念せざるをえなくなりました。荒川会員の関係する調査が終了する来年こそは、夏期休暇を利用して大会をぜひとも開催致したいと思いますので、引き続きご支援の程、よろしくお願い申し上げます。

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒 川 正 晴 方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)